

中近世移行期の唐人

——文化・技術からみた東アジアの「近世」化——

谷 徹也

はじめに

一九九〇年代以降、歴史学の分野で一大潮流となった東アジアの「近世」化論（東アジア「近世」論・「儒教的近代」論）は、一五・一六世紀に銀を中心とした交易の急拡大による人や物の流動化の結果、各地域において新しい国家・社会秩序が形成され、一九世紀までそうした枠組みが続いたと捉える研究動向であった。¹ここで成立した小農社会の性質については、朱子学や軍事の色合いの類似性・相違性をめぐって見解の差があり、時代呼称についても意見の一致をみていないが、旧来の時期区分や西欧中心主義・一国史観の克服、東アジアにおける共時的な交流と影響という点については一定の共通理解が示され、定着しつつある。

しかし、こうした学説に対する日本史側の反応は、必ずしも歩調の合ったものとは言い難い。特に、これに先行する形で一九八〇年代から隆盛した中近世移行期研究においては、村や町の内発的な進展を重視するあまり、時期区分こそ東アジア「近世」化論と合致する部分はあるものの、国外的な契機は捨象ないし等閑視され、在地社会の自律化・団体化に視野を限定してしまう傾向が看取される。²

こうした問題は、中近世移行期研究の初発にあたる勝俣鎮夫氏の議論に既に孕まれており、村町制に立脚した地域「国家」の形成と「倭

寇的世界」の動向はあまり切り結んでおらず、後者は戦国大名との交易相手や豊臣政権の国家統合への流れにおける規制対象（客体）として描かれるに留まる。³恐らくは、交易の活発化が日本の戦国社会に与えた影響を直接的・具体的に立証することの困難さが、内発的な秩序形成に焦点を絞らざるを得ない主要因と推察される。

右の研究状況を止揚するためには、日本国内での発展を「条件」、国外からの影響を「触媒」と捉え、その乗法によって、日本独自の「近世」化を遂げたという観点が必要ではないだろうか。よって、本稿は、日本における中近世移行の「触媒としての東アジア」という立場を採りたい。

では、銀などの交易品以外に、如何なる切り口から「近世」化を論じることができのだろうか。本稿では、文化や技術といった無形の交流に着目したい。その際に想起すべきは、やはり同時期の一九八〇・九〇年代に展開した海域アジア史の成果であろう。⁴東シナ海を中心に国家を越境する地域の動向（倭寇的状况）に注目し、倭寇や海商・南蛮勢力らが従来の国家的枠組みを解体・再編する原動力となったとする見方である。彼らはまさしく鉄砲やキリスト教の媒介者であったが、その活動は豊臣期で終わるわけではない。こうした国境や民族の枠組みを突き破る人々の営為を主体に据えることで、中近世移行期研究を捉え直す視座が得られるであろう。

その際、注意すべきは、戦国期における海外との人や物の往来・交流についての研究は、従来、九州を中心に議論が重ねられてきた点である。江戸時代に関しても、長崎の唐人屋敷や九州の唐人町については一定の蓄積を有する⁵⁾。しかし、中世末から近世初頭の日本においては、九州に限らず極めて広い範囲で「唐人」⁶⁾の検出が可能である。この事象自体は小葉田淳氏や豊田武氏が先駆的に指摘し、その後の中村質氏や勝俣氏も関説し、最近では後北条氏領国での事例などが報告されている⁷⁾。ただし、部分的な事実の提示に留まっているため、先行研究の成果を踏まえつつ、こうした動向を総体で把握することが肝要といえよう。

そこで、本稿では、主に一六・一七世紀に日本へ来た「唐人」に注目し、九州以外での事例を中心にその活動実態を明らかにし、もってその意義を論じたい。かかる検討は、東アジアの「近世」化の問題に文化や技術の面から切り込むと同時に、中近世移行期研究との接合の道筋をも示すことになるだろう。

第一章 「一官」の活躍

第一節 「老一官」と「大明人一官」

正徳五年（一七一五）十一月朔日、大坂の竹本座で初演を迎えた「国性爺合戦」は、その後十七か月連続上演の歴史的な興行記録を打ち立てた。明の旧臣・鄭芝龍が九州の平戸に亡命し、田川氏の娘との間に儲けた和藤内（鄭成功）とともに韃靼（清）軍と戦い、祖国再興を目指すという筋書きは、一般に、「鎖国」下における民衆の異国への好奇心をくすぐり、かつ長崎貿易を通じた中国への憧憬が背景にあったと理解されている⁸⁾。

そこで描かれる和藤内らは「唐人」であるにもかかわらず、その民族性は脱色され、「日本人」の自己認識が色濃く投影されていた⁹⁾。ただし、注意したいのは、作者の近松門左衛門や当時の観衆たちは、中国や明国人に関する知識を全くもって欠いていたわけではないという点である。和藤内が日本と明の混血であるのは、大陸を舞台に活躍する主人公に感情移入するための設定かつ史実であるとしても、混血そのものが非現実的であれば、逆に拒絶反応を惹き起こしかねない¹⁰⁾。また、その内容を踏まえれば、中国に関する故実や明清交替についての知識は、一定程度は民衆にも共有されていたと考えるべきであろう。

さらに、作中で来日した鄭芝龍は「筑紫湯老一官」と名を改め、鄭成功は「和藤内三官」と名乗っている。特に後者は、「国性爺合戦」の原典にあたる鶴飼石斎『明清闘記』や同時代史料には見えず、近松の命名と思しい。とすれば、近松は「一官」や「三官」という呼称がある程度理解しており、当時の観衆にとってもさほど奇異ではなかったといえるだろう。では、ここでいう「某官」とは何を意味するのだろうか。まずは、いくつかの史料に現れる「一官」を検出してみよう。

【史料一】¹²⁾

八月十五日、大明人一官進上御薬種等、又、大明人祖官出御前、仍召兩人、及唐土御雑談、

慶長十七年（一六二二）八月、駿府の徳川家康の元に「大明人一官」と「大明人祖官」が出仕し、薬種を献上、中国についての話をした。「大日本史料」では、「外国入津記」を引用し、この「大明人一官」を鄭芝龍その人とする¹³⁾。しかし、芝龍は万暦三十二年（一六〇四）生まれのため、同一人物とは考えにくい。

異説もある。「大明人一官」を博多から織田信長に招かれ、安土城

の瓦を焼いた人物とする見解で、一九世紀初頭には確認できる¹⁴。当時八十七歳で、百八歳まで日本で瓦を焼いたとされるが、齎したものが瓦と薬で異なるため、こちらも俄かには信じがたい。

第二節 織田信長と「唐人一官」

そもそも、信長の時代の「一官」とはいかなる人物なのだろうか。『信長記』（池田文庫本）には「京都・奈良・堺之大工諸職人等被召寄、瓦焼唐人之一觀被相添、唐様に被仰付」「瓦唐人之一觀二被仰付、奈良衆二焼せらるゝ」と記され、古態を残す『安土日記』（尊経閣文庫本）には「瓦ハ唐様ニ唐人一官ニ被仰付、被焼候」とある¹⁵。僅かな記述しかないが、その解釈は大きく分かれている。

第一に、「一官」が中国から渡来したか否かについて。否定説に立つ木戸雅寿氏は唐物や唐風技術を扱う専門職人集団の棟梁と見なし、山川均氏も渡来系のデザイナーで、新たに渡来したとは限らないと考へる。一方で、肯定説の中村博司氏は明国出身の貿易商と捉えている¹⁶。

第二に、「一官」の作製したのが安土城のどの瓦に該当するかについて。かつてはハナレ砂成形瓦や燻瓦の初源、青の釉薬を施した瓦とする説があったが、秋田裕毅氏によつて、前者は安土以前から存在し、後者は安土城跡から出土しないと指摘され、現在では否定されている¹⁷。そして、秋田氏や土山公仁氏・佐藤大規氏らは、天守跡から出土する赤瓦であると考えた¹⁸。ただし、中村氏は金箔瓦、山川氏は軒平瓦の文様、木戸氏は唐破風、谷口榮氏は鯨瓦、と多種多様な説が噴出し、議論は一致をみない¹⁹。

第一の問題については、追って述べるとして、ここでは第二の問題に言及しておきたい。結論を出すには材料が不足しているものの、従

来の説が「唐様」をいずれも天守に関する意匠に限定して議論を進めている点に疑問を残す。『信長記』（池田文庫本）の後段には、「御山之南入江、渺々として、御山下二八人家門を並、籟之声生便敷、四方之景気、尽三其員、御殿唐様を学ひ、將軍之御館研三玉石ヲ一、瑠璃を延、百官快尽三貴美、被移花洛」とあるため、「唐様」は天守だけでなく山下の御殿にも適用されたと思しい。ここにいう「唐様」は瓦に直接かかるものではないが、天守のみを「唐様」と捉え、突出していたとする評価は再検討を要しよう。従来、城郭史では天守の卓越性から信長の家臣に対する隔絶さが読み取られてきたが、文献史の側からは、信長には安土城だけでなく城下町全体を壮大にしようとする意図があった可能性が指摘されており²⁰、本稿の理解と合致するだろう。

第三節 徳川家康と「唐人一官」・「唐人五官」

【史料一】の「大明人一官」は誰だったのか、他にもいくつかの候補が思い浮かぶ。最も著名なのは、「呂一官」（辻一官）であろう。元禄十年（一六九七）の堀八郎兵衛の由緒覚書によれば、「唐人一官」は浜松時代に家康から土地を下賜され、天正十八年（二五九〇）の江戸入封の際に通町二丁目に屋敷を拝領し、年始と代替わり時に將軍にお目見えする資格を有していたという。証拠文書（御朱印）は明暦の大火で焼失したが、浜松での屋敷拝領は正徳元年（一七一一）の書上によれば、天正十二年のこととされ、享保十一年（一七二六）の書上は、江戸屋敷が一官の掣の源太郎に譲られ、堀家に相伝されたとする。寛政三年（一七九二）の書付では、一官は「唐土之儀并唐葉種等、御尋被為遊候御用」のために家康に召し抱えられたとされる²¹。

右からは由緒が積み重なっていく様が窺えるが、「一官」が妻子を有し、家が相続されたことや、將軍へのお目見えについては事実と捉

えてよいだろう。一方で、寛政段階で付加された由緒は【史料一】が典拠と思しい。しかし、呂一官が浜松時代から仕え、江戸にも屋敷を有していたのであれば、慶長末になって駿府での対面が初めて記事に出てくるのは不自然であり、同一人物ではない可能性が高いだろう。

ただし、家康が浜松時代から唐人と接触があったことについては、他の事例によっても裏付けられる。天正三年（一五七五）に「五官」に対して、浜松の連尺町で屋敷を与え、分国中における商売の諸役を免除する旨の朱印状の写が知られている。²² 浜松において朱印状で屋敷を与えられたという点は呂一官と共通し、類似した存在といえるだろう。

家康の周囲には他にも「五官」が確認され、浜松の連尺町の平兵衛の元に住んでいた「唐人五官」は、医者でもあり、唐糸で鞆を作って売っていたと伝わる。この「五官」は天正二年頃に西嶋村に漂着した唐舟に乗っていた「唐人五人」のうちの一人であり、家康は明に帰すように命令したものの、一人だけ残って浜松に居住したという。五官が薬研を持参し、薬を調合していたので、それ以来、薬研が広まったとされる。²³ 同じ連尺町に居住していたことから、天正三年に朱印状を与えられた「五官」と同一人物と思われる、漂着の翌年に朱印をもらったのであろう。

少し時代は下るが、慶長十一年（一六〇六）、家康は沈香の輸入のため、「明人五官」に田弾国への渡海の朱印状を与え、以後元和二年（一六一六）まで断続的に交趾国などへの渡航も許可されている。²⁴ また、元和二年、家康は『群書治要』板行にあたって鑄字を「唐人林五官」と庄兵衛に命じているが、この林五官は駿府で家康に近侍している。²⁵ これらの「五官」を同一人物とする見方もあるが、確証は見出し難い。²⁶ また、浜松の「五官」と『慶長見聞集』に登場する江戸町在住

の「五官といふ唐人」を同じ人物とする見解もあるが、²⁷ 浜松の「五官」は江戸には移住しなかったと伝わるため、別人の可能性が高い。

第四節 数多の「一官」たち

右に挙げた以外にも、無数の「一官」が存在した。例えば、寛文期に長崎に居住した唐人の年行事の中には、林一官・陸一官・呉一官・楊一官などの名前が見え、いずれも出身は福建や浙江などであった。²⁸ また、壬辰・丁酉戦争（文禄・慶長の役）の捕虜と思われる朝鮮人陶工の「一官」や「三官」らは、万曆四十四年（一六一六）に薩摩から琉球に渡り、製陶の技術を伝えた²⁹とされる。広島城下町でも、「一官」という唐人が唐人町を形成し、そこは瓦焼場として発展したという。³⁰

上方でも、慶長期に「一貫」という人物の活動が確認できる。慶長七年（一六〇二）七月、伏見の豊光寺で西笑承兌が開いた会席の場に、閑室元佶・角南如慶とともに「唐人一貫」が見える。翌年五月にも、豊光寺で元佶と「唐人一官」が筍の吸物と酒を振る舞われている。³¹

【史料二】³²

廿一、自朝晴天、辰刻二赴伏陽、先至日野輝資^{（日野輝資）}、自其至豊光对^{（西笑承兌）}（顔脱カ）、午時於日亜相会、豊光・円光・寺□^{（閑室元佶）}（志カ）・東紀^{（東条行長）}・床五兵^{（徳山則秀）}・半左^{（寺沢）}・鍋信州^{（鍋島勝茂）}・七村監物^{（橋村玄正）}・一貫^{（鶴峯宗松）}・以心伝西堂^{（崇伝）}・予・鍋志州内三衛門、会了テ東紀入・五兵者登城、
（後略）

右の史料は慶長九年四月に伏見の日野輝資の屋敷で行われた会席の様子を示すものである。承兌ら禅僧、寺沢正成ら伏見に屋敷を有する大名に交じり、「一貫」も列席していた。ここから、「一貫」は相当な交友関係と日本語能力を有していたことが窺われる。

同じく慶長九年六月、病床にあった京都の舟橋秀賢のもとを、「明

朝医師一貫」が訪れた。薬を処方し、数刻懇談した後、即席で漢詩を詠んでいる⁽³⁴⁾。同年閏八月には、次のような記事も見える。

【史料二】⁽³⁵⁾

三日、晴、冷泉為滿朝臣・山科内藏頭礼同途、^(言緒)將軍へ参、新注

古注義理相違之処如何有之乎之由御尋也、予答申云、新注義理

雖精微却而浅、古注其義雖不精却而得道心処深、將軍叶御心者

也、次唐人一貫来月帰国之由相語之間、書籍共令目錄可遣之由

令約諾畢、

伏見の家康の元へ訪れたついでに、「唐人一貫」が来月帰国するという話を聞き、漢籍の目錄を送るよう約束を取りつけている。これは時期と場所の近接から、承兌の会った「一貫」と同一人物だろう。ここで注意したいのは、【史料二】で承兌らと同席した東条・徳山が直後に登城し、【史料三】で秀賢が「一貫」と会った直前に家康の御前に出仕しているように、「一貫」と家康の居所が一致する点である⁽³⁶⁾。よって、「一貫」は家康に近侍する存在と見てよい。

そのように考えると、慶長十五年八月に「唐人一官」の息子の「林奇棉」らが迎えに来て、駿府の家康に帰国許可を願った事例も理解しやすい⁽³⁷⁾。秀賢は「一貫」の名を「林」と記していることから、この「唐人一官」もやはり「一貫」は同じ人物の可能性が高い。いったん明に帰国して再度来日した人物をわざわざ迎えに来るとは考えにくく、【史料三】の「帰国」は実現しなかったか、駿府に帰ることを指すかのいずれかであろう。

このように、「一貫」は家康の近辺におり、医師であるため、【史料一】で薬種を献上した「大明人一官」とも通じるところがある。よって、これらが同一人物である場合、【史料二】の事例は、慶長十五年の願いを受けて帰国を許された「一貫」が、暇乞いの挨拶のために家

康と対面したと考えるのが妥当ではなからうか。また、同一人物でなければ、家康の周辺には複数の「一官」が出入りしており、大陸との活発な往来があったことになる。

第二章 「唐人某官」の諸相

安土城の瓦を焼いた「唐人之一官」に注目した中村博司氏は、天正十九年（一五九二）に「唐人六官」が山科言経と大坂の屋敷で雑談した事例や、同年に京都の西洞院時慶の元に「唐人百官」が来たが、文字（漢詩文の知識か）を尋ねても分からず、偽物と見なした例⁽³⁸⁾、『異国日記』に見える慶長・元和期の朱印船貿易の船主の名前に唐人一官・三官・四官・五官・六官などが見えることを挙げ、天正七年の「唐人一官」を「唐人某官」という呼称の初発的事例と位置づけた⁽³⁹⁾。しかし、「唐人某官」の活動実態はより古く、広いだろう。以下、管見に入った事例を紹介したい。

第一節 戦国期の「唐人某官」

まず、後北条領国では、天文末頃の夏に「唐人」が陸奥白河から北条領国に書状を託されてやってきた。翌年三月に白河へ再度下向するにあたり、北条綱成からも結城晴綱へ音信が遣わされている。また、某年七月には綱成は「彼唐人十一官、拙者も存知候者二候、御懇切尤候」と晴綱に述べており、芝辻俊六氏はこれを現地での商業活動と推測している⁽⁴⁰⁾。

また、天正四年頃、「三官」という唐人が北条氏政から虎の印判状を発給されて渡明し、二年後に相模三崎湊に黒舟が着岸し、唐物を売ったと伝わる⁽⁴¹⁾。この「三官」の事例は浜松での「五官」の活動と時

期も近似し、後北条・徳川両氏の朱印状交付は後の朱印船貿易の前提とまで評価されている。⁽⁴²⁾

慶長十二年（一六〇七）、朝鮮通信使が小田原城下に宿泊していたところに、「葉七官」という福建出身の人物が訪れた。彼は嘉靖年間に漂着した唐船に乗っており、そのうち三十数人は明へ帰国したが、十数人が日本に定住して妻子を持ち、「唐人村」と呼ばれる集落を形成している、と述べたという。英太郎氏は漂着した唐船を、『北条記』に見える永禄九年（一五六六）に三崎湊へ着岸した唐船のこととし、福建を中心とした密貿易船の活動を想定している。⁽⁴³⁾

ついで、今川領国では、弘治二年（一五五六）十一月に「唐人大貫」が駿府の中御門宣綱邸で山科言継らと湯豆腐と酒を相伴している。⁽⁴⁴⁾「大貫」は「二貫」の例から考えて、「大官」と同義であろう。この事例は、家康以前から東海地域での唐人の活動があつたことを示唆する。

畿内では、西大寺で豊心丹などの薬を作った南京出身の「張三官」が知られ、虎屋の先祖も「三官」であつたとも伝わる。⁽⁴⁵⁾また、出雲では、天文年中に「泉大官」が来日し、医術で小早川隆景に仕え、周防上関に定住、子孫も萩藩から扶持を与えられている。⁽⁴⁶⁾八代でも、永禄七年（一五六四）に「唐人八官」の名が見える。⁽⁴⁷⁾

以上から、一六世紀半ばには「唐人某官」の活動が全国的に見えるようになり、その多くは福建や南京など中国の南東沿岸部からの渡来であつたことが明らかとなろう。

第二節 慶長・元和期の「唐人某官」

それでは、慶長・元和期においては「唐人某官」はどのような広がりを見せていたのだろうか。九州では、先にも触れた朱印船貿易におい

て多くの「唐人某官」が見出せ、そのうちの一定数が長崎に居住している。鄭芝龍の周辺でも、李旦の子の一官や一族の二官、肥後四官、六官が活躍し、日向には潮州（広東）から何一官・天水二官・江夏生官らが来航して子孫も定住し、豊後の三官や肥後の朱印船貿易商四官、小倉の貿易商大官・六官・二官・三官らの存在が中村質氏によって指摘されている。⁽⁴⁸⁾小倉の三官は歯医者でもあり、薩摩の許儀後（三官）や汾陽理心も島津義久の侍医で、細川忠利は唐人に屏風絵を描かせているため、貿易だけではなく医術や芸術も必要とされる場合が多かつたことが知られよう。

畿内では、慶長六年（一六〇二）に伏見の豊光院に「唐人惣官・武官」という人物が訪れている。⁽⁴⁹⁾また、元和三年（一六一七）には次のような記事が見える。

【史料四】⁽⁵¹⁾

十九日、於慈照喫齋、午後唐人八官・紹東来、作詩、予亦作詩、

又和紹東韻、

相国寺慈照院に唐人八官と紹東が来て、昕叔頭倅とともに漢詩を作った。頭倅は日野輝資の子であり、慶長期の「一貫」と日野家・禅僧との交友関係とも重なる。翌日にも「大明人医師翁氏杏承」と「楊氏紹東」が訪れており、八官は「翁八官」とも呼びうる医者であつたことが分かる。翌々日には「旅宿」とあり、八官（杏承）らは京都に定住していなかったと思しい。⁽⁵²⁾

江戸には八官町が存在し、元和頃に「八官」という唐人が屋敷をもつたことがその由来と伝わる。大田南畝はこの八官を安土城の一官の子孫とするが、真偽は不明である。慶長十八年の江戸で殉教者として、ルイス・ソテロを匿った「常珍」という洗礼名をもつ朝鮮出身の「八官」の名が知られるが、時期的にも同一人物ではないだろう。⁽⁵³⁾泉

州（福建）出身の洪会二官は明清交替の混乱を避けて江戸に住み、子孫も日本に定住したと伝わる⁽⁵⁴⁾。

他にも佐渡の唐人「五寛・十寛」、紀州の呉五官（任頭）、常陸の王三官（治廷）、松代の花井遠江守（八官の子）、赤穂の孟三官、伊予松山の七官、若狭の周一官・二官など、元和期以降も全国各地に数多の「唐人某官」が知られているが、出身地は福建の周辺が多く、子孫が続いた例も少なくない⁽⁵⁵⁾。

第三節 「某官」の意味

では、「某官」とは何を指すのだろうか。これまでいくつかの説が示されてきたが、それぞれ検討してみたい。

第一に、排行名とする説である。滝沢馬琴が「惣領を一官、二男を二官と申す」と述べ、川口長孺が「按当時明人來我邦、率匿名稱某官、蓋一二排行之類、官称爺若郎之類」とするよう⁽⁵⁶⁾に、年齢順に一官・二官という呼称であったとする見方である。しかし、いずれも一九世紀前半の著述であり、正確に捉えているとは言い難い。

これについて、山本巖氏は、楊一官・曾二官・蔡三官のように、同姓間ではなく異姓間の序列を示す事例があることを指摘し、純然たる排行ではなく、「一の兄貴」など、擬制的血縁関係における序列を指すものとみた。そして、『崎港聞見録』の記載から、その始原は福建地域にあると推測している⁽⁵⁷⁾。卓見といえるが、これまで見てきたように、「百官」や「武官」「大官」などの例もあり、必ずしも序列のみを指すわけではない点には注意が必要である。

第二に、唐船の数を示すとする説。中村博司氏は、排行名説が後世の記事である点を疑問視し、室町期の明使節が一号船や二号船に乗る様子や、「一座官人」や「二座官人」と呼ばれている事例を参考にし、

唐船の号数から「某官」が発生したと推測している⁽⁵⁸⁾。しかし、この理解でもやはり「百官」などの事例は説明できず、論理に飛躍があるだろう。

第三に、朝鮮の習慣とする説。内藤雋輔氏は、泉大官や薩摩の苗代川の陶工が「何一官」などの名を有していることに注目し、朝鮮での官吏の呼称と推測した。しかし、そもそも泉大官が朝鮮の出身であるとは史料には記されていない。苗代川の陶工についても、最近では壬辰戦争以前から渡来していた難民と、壬辰戦争の被虜人が合流し、朝鮮の陶器に中国系の製陶技術が加わったすえ、寛永末頃に藩から公認されたことが指摘されており⁽⁵⁹⁾、こうした「唐人」の中に中国出身者がいた可能性もあるだろう。

『朝鮮王朝実録』においても、明宗八年（一五五三）に「僧人一観」の名が見える程度で、「姓氏＋某官」の形をとる呼称は一六世紀までには確認できない。ただし、先に触れた江戸の「八官」（常珍）は朝鮮出身とされ、おそらく、日本において「某官」呼称が定着した後、朝鮮系「唐人」も類似する呼称を冠した場合があつたのではないだろうか。苗代川の陶工もこうした事例の一つとも想定しうる。

それでは、「某官」呼称の由来はいかに理解するのが適切だろうか。本稿が注目するのは、成化十年（一四七四）に生じた「陳二観」殺害事件である。この事件では、明の福州府懷安県の陳二観夫婦が殺害され、家が焼かれ、財物も強奪された。折しも帰国の途中にあつた琉球通事の蔡璋らが犯人とされ、明琉間の外交問題に発展したのである。『明実録』には「陳二観」とあるが、『歴代宝案』には「陳二官」と記されており、「某官」呼称と通じる⁽⁶⁰⁾。陳夫婦は福州に居住していたことから、福建周辺を「某官」呼称の起源とする山本巖氏の推測は正しく、排行名というよりも、この地域での通称だったと考えられる。

日本でも、遣明船の通事であった錢宗黄が「六官」と呼ばれており、文明十一年（二四七九）再建の大徳寺の法堂への寄進者の中に「六官」の名が見える。彼は、定海県（浙江）出身の明人と日本人女性との間に出生し、貿易商でもあった。⁶⁴以上から、一五世紀後半には福建・浙江周辺で「某官」の通称が生じており、その地域の唐人が日本で活躍したことにより、一六世紀半ばに多くの「唐人某官」の名が見えるようになったと結論づけられよう。

翻って、織田期の「唐人之一官」もこうした「唐人某官」の一人といえ、自身が大陸から渡航したかは不明だが、安土城の普請を委ねられた点から、相応の技能と言語力を有していた渡来系技術者と推察される。

第三章 唐人の活動実態

ここまで「某官」を冠する唐人を挙げてきたが、それ以外の唐人についてはどうだろうか。寛政六年（一七九四）跋の小宮山昌秀『西州投化記』には、徐福をはじめとする日本に來たとされる唐人の伝承が紹介されており、既往の研究でも多くの言及がある。⁶⁵ここでは、室町・戦国期から近世初頭に絞って唐人の活動実態を追っていきたい。

第一節 畿内における唐人

そもそも「唐人」は、古代からその用例があり、一六世紀には中国人（明人）だけではなく、朝鮮・南蛮を含めた異国人全般をも指す用法が定着したとされる。⁶⁶また、明の使節や通事も「唐人」と呼ばれ、多くの関心を集める存在であったことが指摘されている。

一五世紀初頭、唐人の子で日本生まれの陳外郎が薬師や商人として

活動していることは良く知られている。⁶⁶永享六年（二四三四）には、明使雷春らが来日し、室町殿において「火曲」を披露した。「唐人商売流布」や「唐人医師」「唐人種々施秘術」という記述も見られ、交易だけでなく、医療や芸能という唐人に対する多彩な需要が窺える。また、同じ頃には「四条唐人善徳宝」や「近来在京唐人」の存在が確認でき、長祿二年（一四五八）には京都の「白雲」という唐人が「淋病薬」を処方したことからも、京都には一定数の唐人が在住していたと思われる。⁶⁷

天文期になると、清浄華院で十日間ほど「唐人三十人許居住」し、商売をしていたとされ、唐人医師「蒼嵐」は宮中にも出入りし、木綿や薬・薫物などを扱い、永祿三年（一五六〇）まで活動が確認できる。⁶⁷永祿十二年には「堺津唐人」が「秘方ノ説」で流行の瘡を治したことが噂となっており、元和頃にも堺で錢屋・松屋という唐織を伝えた唐人がいたという。⁶⁸以上より、畿内には室町期から「唐人」の来住と医療や商業活動が確認できるが、京都や堺など限られた都市部が中心だったことが窺える。渡来の頻度が高まり、全国的な広がりを見せるのは、「唐人某官」のような福建周辺の密貿易商が増加する天文期以降と推測される。

第二節 東国・北国における唐人

東国では、応永十年（一四〇三）に相模三浦崎に唐船が漂着した事例などが知られるが、渡来が活発になるのは、やはり天文期以降である。天文十八年（一五四九）に九州方面から伊豆御蔵島に唐船が漂着し、福建産の唐紙や竹布、生糸など積荷の唐物が北条氏に収公されている。⁶⁹久保田氏は弘治三年（一五五七）にも「紀州船」が八丈島に漂着したことから、西国と東国間の海運の存在を推測する。同じく天文

十八・二十年に伊勢の五ヶ所浦や大湊にも唐船が到来したと伝わっており、やはり紀伊半島から伊勢湾を経て東国へと向かう唐船の航路を想定して良いだろう⁷⁰。永祿五年（一五六二）には常陸でも明船が漂着しており、河南省出身の周金溪が医術で佐竹義重に仕え、子孫も定住した⁷¹。既述の通り、同九年に三浦三崎に来航した唐船も錦繡の織物、沈香・麝香・珊瑚珠・琥珀珠を売物としており、活発な商業活動があったことは確実である。

後北条氏の下では、天文二十三年に遠山綱景から結城晴綱の家臣に對して「唐人穆橋」が使者として派遣されており、「唐人十一官」同様、一定の言語能力を有し、戦国大名からも信頼を得ていたと思われる⁷²。小田原や武蔵川越には「唐人町」や「唐人小路」が形成され、常陸でも唐人が「水上」管理（積荷の陸揚げ）を理由に佐竹義重から加増されたように、東国では唐人の被官化の進展が見受けられる⁷³。

東北の伊達領国でも、天正年間に佐竹領内から米沢に来た唐人が六や商業活動を行い、歌舞や花火を披露したことや、福建出身の楊一龍が出羽を訪れたことが知られる。二階堂氏重臣の箭部義政の屋敷にも、伊達家臣の須田氏の元から「唐人」が来泊している⁷⁴。これらより、江戸湾から常陸、奥羽へと至る経路が見出せ、唐人の活動範囲は全国に広がっていた様子が窺える。伊達氏には、寛永期にも「唐人王翼」や漳州出身の林恒一らが占術・医術・漢詩文をもつて仕えており、子孫も藩士として続いた⁷⁵。

徳川領国では、天正段階から南蛮の舶来品の贈答が見られ、対外交易に早くから関与していた可能性が指摘されている⁷⁶。慶長期には、浦賀に毎年のように唐の黒船が来航して、唐織などの交易が行われていた。駿府に隠居した家康の元には、長崎から「花火上手唐人」が来て、技を披露した。なお、朝廷にも幕府の長崎奉行が唐人を連れ、

「事外大さうなる」花火を献上している⁷⁷。以上より、東海地方から東北地方にかけての太平洋沿岸地域でも、上方と同様、天文期より唐人・唐船の渡来の頻度が高まり、その多くはやはり福建周辺からの来航であったことが確認できる。

第三節 「唐人之座」再考

では、日本海側における唐人の活動はあったのだろうか。ここでは、著名な次の史料に着目したい⁷⁸。

【史料五】

条々

- 一、唐人之座并輕物座者、三ヶ庄其外一乗・三国・端郷仁可有之事、
 - 一、役銭之儀、上品之絹壺疋宛、若無沙汰之輩在之者、座を召放、堅可申付事、
 - 一、諸役免除之朱印雖有遣之者、於此儀者可申付、并往還之商人役銭可為拾疋宛事、
- 右、嘉吉元年六月十七日任 繪旨可進退、徳用之儀不可有相違之状如件、
- 天正貳年正月 日 信長（朱印）

橘屋三郎五郎

天正二年（一五七四）、織田信長が越前の豪商・橘屋に北之庄と一乗谷・三国湊・端郷（東郷か）に「唐人之座」と「輕物座」の支配を認めた条書であるが、この「唐人之座」については、①唐物の中でも絹織物を扱う座、②唐物の中でも菓を扱う座、③唐物全般を扱う座、とそれぞれ見解が分かれている。①説については、享保頃に絹布などの衣類を販売する唐人市が越中城端で確認できることが傍証とされる⁷⁹

が、時代と地域が離れており、俄かには首肯し難い。ただし、役銭が絹で支払われていることから、取り扱った品の内に絹が含まれていた可能性は高い。②説については、橘屋が菓業を営んでいたことや、天正十年三月十三日付で柴田勝家が「軽物座役銭并袋役」の徴収を命じていることが根拠とされるが、「唐人之座」の役が「袋役」であるとは書かれていない。

③説の根拠としては、天文二十年（一五五二）に三国湊に唐船が来航している事例が挙げられており、実態としてはこれが近いと思われる。輸入品の中に絹織物や菓を含めて捉えると整合的に理解できるだろう。ただし、当該史料には「唐物座」ではなく、「唐人之座」と記され、信長が伊藤惣十郎にも「尾・濃両国之唐人方并呉服方商売司」を安堵している点には留意したい。

中村博司氏もこの「唐人」を明の貿易商と捉えているように、越前でも唐人が商売に携わっていたと考えるべきであろう。というのも、先の唐船来航の例に加え、朝倉氏治世下の元龜二年（一五七二）、「唐人六官」が若狭国恒枝に權益を有していることが確認できるからである⁸⁴。ただし、既に明応七年（一四九八）にも一乗谷に「唐人之在所」の記述があり、文龜三年（一五〇三）には敦賀で「唐人橋」が見られるように、唐人の活動自体はそれ以前から存在し、「某官」のような福建周辺からの来航の盛行が一六世紀後半の特徴といえよう。

以上より、越前・若狭においても天文末以降、福建系海商の活動が進展しており、「唐人之座」とは、対外交易を中心とした唐人の商業座を指すと考えるのが正確であろう。なお、出雲についても天文期の「泉大官」の例に加え、永祿四年（一五六二）に宇龍浦への「唐船」着岸の際の規定が見られるため、類似の状況が想定できる。慶長・寛永年間にも石見・出雲・因幡で唐船や唐人の来航伝承が残されているこ

とから、日本海側での活動も天文期以降、寛永期に至るまで広範に存在したと思われる。

第四節 壬辰・丁酉戦争と唐人

豊臣秀吉による壬辰・丁酉戦争の結果、多くの朝鮮被虜人やその子孫が近世日本社会に広く存在したことは、重厚な研究蓄積が明らかにしてきた⁸⁵。最近では、城郭考古学において、タタキ痕を残す瓦や滴水瓦が壬辰・丁酉戦争で渡海した大名の城跡から発掘され、それらが唐人町・高麗町の分布と重なることが指摘されており、文献史料に残らない名もなき被虜人の存在にも光が当てられつつある。文禄・慶長期以降の「唐人」にはこうした被虜人が主要な位置を占め、性格の変化が認められよう。

ここで注目したいのは、寛永頃に成立したとみられる『見聞軍抄』卷三には、徳川政権による被虜人刷還に関して、「秀吉公時代、高麗国より乱取、日本へ召具し来る者数千あり、殊もつて関東に多かりき」と記されている点である⁸⁶。従来、被虜人の事例は西日本を中心に検討され、渡海大名も西日本が多いものの、被虜人は東国にも広範に存在していた可能性を想定する必要がある。

そもそも、秀吉が大陸侵攻を「唐人り」と称したのはなぜであろうか。これまでの検討で明らかにされたように、戦国期の日本には多くの唐人・唐船が来航し、文物や技術を伝えており、当時の日本人に「唐」への憧憬や渴望を生ぜしめたことは疑いない。例えば、侵略前夜の天正十九年（一五九二）末、秀吉の広報官であり、大坂在住の大村由己は「唐人」の小者を使役していた⁸⁷。また、秀吉は九州攻め直後から博多を「従大唐・南蛮・高麗国々船付」ゆえに御座所を普請して朝鮮へ派兵する計画を打ち出し、在陣期の名護屋にも直接、唐船が入

津していた。⁽⁹¹⁾天正十六年から造営が開始された東山大仏(方広寺)では、九州から漆喰塗や油蛸のための「唐人」が集められていた。⁽⁹²⁾こうした心性や動向が朝鮮半島での人や物の略奪の前提として存在し、政権側もそれを大陸侵攻への動機づけとして活用するために「唐人り」を掲げたといえよう。

また、日本の内情を探った明人の供述によれば、当時の日本には二千人もの浙江・福建・広東出身の「唐人」(旧唐人)が在住しており、その地域は六十六州の三割に及び、多くは倭寇の仲間であったという。秀吉は彼らから明兵が勇猛だという情報を得て出兵予定を延期したとも、逆に王直の残党から明が日本を虎のように恐れているという情報を得て、侵略を決定したともされる。秀吉は彼らを浙江・福建・南京から中国大陸へと侵入する先導役にする計画だといいい、一方で「唐人」が日本情勢に詳しいいため、日本に対抗するための有力な人材になるとも明廷に勧めている。⁽⁹³⁾これらが全て正確な情報とは限らないが、フロイスも日本人が倭寇の情報から明兵の力を弱く見積もっていたと述べており、⁽⁹⁴⁾幾ばくかの事実を伝えているだろう。

このように、日本人は唐人から明の情報を入手し、逆に唐人らも明に日本情勢を通報した。また、こうした情報の媒介者は倭寇や福建系海商であった。⁽⁹⁵⁾そして、許儀後が倭寇の被虜人であったように、彼らの多くは積極的に来日したのではなく、やむをえず移住せざるをえなかった点も見落としてはならないだろう。⁽⁹⁶⁾

加えて、冒頭に触れた「国性爺合戦」の着想元の一つとされる謡曲「唐船」について言及しておきたい。明州(寧波)出身の「祖慶官人」が唐船と日本船の争いによって箱崎に抑留され、人取りによって牛馬飼いの下人の身となり、十三年後に寧波から迎えが来て、喜んで帰国するというのが「唐船」の筋書きである。成立時期は不明だが、最も

古い上演記録は天文八年(一五三九)とされる。⁽⁹⁷⁾やはり、交易活動とに関わりで、帰国を望んでも困難な状況に追い込まれる唐人がいたことが想定される。

天正二十年十一月、朝鮮在陣中の長宗我部氏の家臣・松田神左衛門が釜山において、「曾我物語」と「唐船」の写本を形見として書き置き、文禄四年(一五九五)五月には秀吉もこの「唐船」を自ら舞っている。⁽⁹⁸⁾よって、壬辰戦争時においても「唐船」の話は一定の知名度を有しており、唐人像の形成と乱取りの正当化の一つの温床になっていたと見てよいだろう。

おわりに

本稿の内容をまとめると、唐人の活動は①交易(織物・薬種・薫物)、②技術(陶磁器・瓦・漆喰・芸能・花火・卜占)、③学問(漢籍・漢詩・儒学・医学)、④外交(通事・使者)と幅広く確認でき、天文から寛永頃をピークとして活発に見られた。その出自は倭寇や海商、壬辰・丁酉戦争の被虜人や明清交替の避難民など様々であり、出身地域は福建・浙江周辺で「唐人某官」の名を有する場合が多い。従来知られてきた九州以外にも、太平洋や日本海の沿岸地域を中心に相当な広がりをもっており、混血や子孫の定着も多く見られた。実に、中近世移行期における「倭寇的状况」は全国化していたといえよう。

こうした動向が天文期に活発化した要因としては、一五四〇年代に日本銀を求めて閩浙地域から九州への密貿易海商の渡航が急増したことが挙げられよう。⁽⁹⁹⁾ただし、倭寇や海商・日本人に隷属して来住するなど、自主的ではない例も多く、事情は徳川政権下での朱印船でも同様であった。⁽¹⁰⁰⁾

最後に、本稿で紹介した事例を踏まえつつ、唐人に向けられたいくつかのまなざしを析出しておこう。第一に、唐人の識別基準について。西洞院時慶は「唐人百官」が漢詩文に通じなかつたことを以て「偽人」と判断している。彼が明以外の出身であったか、身分や混血のため文事に不慣れであった可能性が想定されるが、ここで時慶の識別基準が容姿やしぐさではなく、リテラシーに置かれている点は、唐人の文化水準への期待の高さを窺わせる。時慶はこれ以前に曾呂利新左衛門が「唐人ノマネ」をする場面を目にしており、唐人の身なりやしぐさについては、ある程度の共通理解が当時存在し、時慶も当然その点は理解していたことが確認できる。絵画資料に見える装飾りのような表面上の差異^⑩だけでなく、文化の内面にも唐人か否かの判断基準が置かれていたのである。

第二に、唐人という言葉に包摂される階層差の問題について。戦国大名のもとで使者として派遣された「唐人十一官」や「穆橋」、宮中に出入りした「蒼嵐」、安土城の普請に携わった「唐人之一官」、徳川家康から朱印状や屋敷を与えられ、お目見えも許された「呂一官」などの例からも、相応の言語能力を有し、権力者から信頼され、被官化を遂げた唐人がいたことは事実である。その一方、「祖慶官人」や大村由己の「唐人」小者などのように下人として使役された数多の唐人がいたことも疑いない。この点は、壬辰・丁酉戦争の被虜人が朝鮮の有力者や儒学者ら知識人層と、労働力（下人・奴隸）の二つに大別されることも照応しており、大陸への憧憬に由来するステータスの両極端な表現といえよう。

第三に、自他認識の変容について。『慶長見聞集』に見える「五官といふ唐人」は、中国や天竺に比べると日本は小国であると述べ、それに対して日本人が「天竺・唐土・日域」を三国といい、「小国たり

といへとも三国超過する我朝」と反論した。ここには、伝統的な三国世界観と小国意識を基底としつつ、天竺や唐土を追い越したとする自国認識の捉え返しが示されているわけだが、優越している根拠としては、和歌と神国意識・仏法興隆に加え、「今將軍の御時代」における「他国より御調の船」の来航が挙げられている。他方、壬辰戦争に参陣した武士の覚書には、同様の文脈で日本が三国の中で勝る点として、神国意識と「人の心の武きこと」が掲げられている^⑪。両者を比較すると、武威に代わって朝鮮や琉球の「進貢」（実際には回答兼刷還使や恩謝使・賀慶使）が浮上しており、壬辰・丁酉戦争の「敗戦」が日本の自他認識に与えた影響の大きさが看取されよう。徳川に受け継がれたのは、屈折したがゆえに観念化された武威であった。

第四に、近世における〈知〉の問題について。唐人が齎したものの中には、医学や儒学など、近世社会において成熟を遂げた学知が確認できる。もともと、家康に処方された薬が「唐人流の荒薬」として洗いとされ、慶長二十年（一六一五）に流行した「伊勢躍」において、奥州まで風流踊の村送りがなされた時には、唐人の花火が民衆を驚かせ、その一端を担っている^⑫。唐人の知識や技術は迷信に利用される諸刃の剣でもあり、元禄期以降のような医学知の観点から批判と検証がなされているわけでもない。

しかし、中近世移行期の唐人らに医学や儒学の〈知〉が求められた事實は、相応の需要が日本社会に既に存在していたことを示している。被虜人の姜沆と藤原惺窩、医学漢籍と曲直瀬正琳との関係に代表されるように、当該期においては多くの医者や儒学者・黄檗僧、漢籍が大陸から渡来し、最先端の学知や技術を伝え、近世的な〈知〉の礎を築いた。事情は陶器や瓦などの産業でも同様といえる^⑬。もちろん、それらはそのままの形で移入されたわけではなく、一定の改変がなさ

れている点にも留意したい。⁽⁸⁾

第五に、「某官」の終見について。長崎の過去帳に現れる名前を拾っていくと、「某官」の事例は延宝期から減少し、元禄元年（二六八八）を最後に見えなくなる。⁽⁹⁾ここから、一七世紀後半には唐人の流入や活動は下火となり、冒頭に挙げた「国性爺合戦」の公開された一八世紀初頭は、「某官」たちの活躍を体感しえた下限の時期といえるだろう。実際に、「呂一官」の事例からは、元禄・正徳期には「唐人一官」の存在が少なくとも子孫たちには忘れられておらず、由緒としても定着していく様子が窺える。これらが、「和藤内三官」や「老一官」という呼称が観客に自然に受け入れられた理由であり、当時の日本人にとって唐人の存在は遠くなりつつあったが、完全に忘却されたわけでもない状況を示しているよう。

唐人は国家の枠をはみ出した存在であったがゆえに、積極的に日本に來住したというよりも、やむを得ない選択として留まった例も多く見られる。しかし、彼らが齎した文化や技術は、安土城や壬辰・丁酉戦争に代表される織豊政権の国家統合に陰陽両面の大きな影響を与えた。そして、近世国家の枠組みが固着した一八世紀には、その活躍の舞台は由緒や演劇の世界へと移ったのである。

注

- (1) 岸本美緒・宮嶋博史『明清と李朝の時代』中央公論新社、一九九八年。『歴史学研究』八二一・八二二・九〇六号、二〇〇六・二〇一三年。清水光明編『近世化』論と日本』勉誠出版、二〇一五年など。
- (2) 池上裕子『日本における近世社会の形成』（同著『日本中近世移行期論』校倉書房、二〇一二年、初出二〇〇六年）。稲葉継陽『中世の社会体制と国家』（『日本史研究』六〇〇、二〇一二年）など。この点は、既に牧原成征『日本の「近世化」を考える』（前掲注（一）『近世化』論と日本）が指摘

している。

- (3) 勝俣鎮夫「戦国大名「国家」の成立」（同著『戦国時代論』岩波書店、一九九六年、初出一九九四年）。
- (4) 村井章介「アジアのなかの中世日本」校倉書房、一九八八年。荒野泰典『日本型華夷秩序の形成』（『日本の社会史』一、岩波書店、一九八七年）など。
- (5) 鹿毛敏夫『戦国大名の外交と都市・流通——豊後大友氏と東アジア世界』思文閣出版、二〇〇六年。森克彦『九州の港と唐人町』海鳥社、二〇二一年。李獻璋『長崎唐人の研究』親和銀行、一九九一年など。
- (6) 後述のように、「唐人」は異国全般から渡来した人物の意味でも用いられるが、本稿では中国や朝鮮を検討対象の中心とする。
- (7) 小葉田淳『史説日本と南支那』野田書房、一九四二年。同『金銀貿易史の研究』法政大学出版会、一九七六年。同『日本経済史の研究』思文閣出版、一九七八年。豊田武『日本商人史中世篇』（同著『中世の商人と交通』吉川弘文館、一九八二年、初出一九四九年）。中村實『近世の日本華僑』（『外来文化と九州』平凡社、一九七四年）。英太郎『後北条氏領国への唐船來航と小田原唐人町形成の背景について』（黒田基樹編著『北条氏政』戎光祥出版、二〇一九年、初出一九九七年）。
- (8) 日本古典文学全集『近松門左衛門集』三。「竹本不断桜」（『日本庶民文化史料集成』七）。石原道博『国姓爺』吉川弘文館、一九五九年。
- (9) 佐々木潤之介『父は唐土母は日本 国性爺合戦』（同著『江戸時代論』吉川弘文館、二〇〇五年）。
- (10) 「鎖国」後の「日本人」の認定には居住地国籍主義がとられ、キリシタンでない限りは、混血であっても「日本人」として宗門人別帳に登録された。横田冬彦『近世の身分制』（『岩波講座日本歴史』第十卷、二〇一四年）。
- (11) 野間光辰『国姓爺御前軍談』と『国姓爺合戦』の原拠について（『京都帝國大学国文学会二十五周年記念論文集』星野書店、一九三四年）。『玉露叢』巻十五では、万治元年（一六五八）九月に「鄭芝龍嫡男秦官」が日本に援軍を要請したと記され、延宝二年（一六七四）序の林鷲峯『華夷変態』では、鄭成功を鄭彩と同一人物とみて「森官」「シクワン」と呼んでいる。一般には「こくせんや」の呼称が定着していたようで、延宝四年九月、鄭成功の弟・田川七左衛門は、父を「鄭一官」、兄を「国姓爺」と呼んでいる（『一話一言』巻四一）。
- (12) 『駿府記』慶長十七年八月十五日条。
- (13) 『大日本史料』第十二編之十。なお、寛政六年（一七九四）成立の『西州投

- 化記」にも同様の記述がある。
- (14) 「半日閑話」(『蜀山人全集』卷三)。
- (15) 田中久夫「太田牛一」信長公記」成立考」(『帝國學士院紀事』五卷二・三号、一九四七年)。和田裕弘「信長公記—戦国覇者の一級史料」中央公論社、二〇一八年。
- (16) 木戸雅寿「安土城出土の瓦について——その系譜と織豊政権における築城政策の一端——」(『織豊城郭』創刊号、一九九四年)。山川均「城郭瓦の創製とその展開に関する覚書」(中西裕樹編「松永久秀の城郭」戎光祥出版、二〇二一年、初出一九九六年)。中村博司「唐人之二官」考」(『藤澤一夫先生卒寿記念論文集』帝塚山大学考古学研究所、二〇〇二年)。
- (17) 秋田裕毅「織田信長と安土城」創元社、一九九〇年。
- (18) 土山公仁「信長系城郭における瓦の採用についての予察——同范あるいは同型瓦を中心にして——」(『岐阜市歴史博物館研究紀要』四、一九九〇年)。佐藤大規「安土城天主の構造および外観に関する復元考察」(『史学研究』二八三、二〇一四年)。
- (19) 中村博司「安土城金箔瓦考」(『近江の城』二三、一九八七年)。山川・木戸前掲注(16)論文。谷口榮「唐人一観と鯉瓦」(『考古学ジャーナル』五八五、二〇〇九年)。
- (20) 千田嘉博「信長の城」岩波書店、二〇一三年。平井上総「織田家臣と安土」(『織豊期研究』二〇、二〇一八年)。
- (21) 鈴木理生「江戸商家と地所 江戸草分け町家の存続と守成」青蛙房、二〇〇〇年。
- (22) 天正三年十一月七日付徳川家康朱印状写(『古簡編年』『静岡県史』資料編八)。
- (23) 「旅籠町平右衛門記録」(『浜松市史』史料篇第一)。
- (24) 「影印本異国日記」。
- (25) 「本光国師日記」元和二年二月二十五日・四月二十六日条。
- (26) 「浜松市史」二など。例えば、朱印船貿易を行った「五官」は島津氏配下の「船主五官」と同一人物と捉えた方が理解しやすい。万曆三十四年(一六〇六)四月付暹羅国書(『島津家文書』一二四二号)。
- (27) 久保田昌希「中世後期東日本への唐船来航」(橋詰茂編『戦国・近世初期西と東の地域社会』岩田書院、二〇一九年)。
- (28) 「通航一覽」卷一四八。
- (29) 倉成多郎「朝鮮人陶工来琉をめぐる諸課題」(『那覇市立壺屋焼物博物館紀要』十七、二〇一六年)。
- (30) 「知新集」(『新修広島市史』第六卷)。
- (31) 「鹿苑日録」慶長七年七月三日・同八年五月十九日条。
- (32) 「鹿苑日録」慶長九年四月二十一日条。
- (33) 拙稿「伏見における交流の諸相」(尾下成敏・馬部隆弘・谷徹也『戦国乱世の都』吉川弘文館、二〇二二年)。宮脇真彦「輝資卿記」解題」(田中曉龍編『輝資卿記付雅継卿記』宮帯出版社、二〇二二年)。
- (34) 「慶長日件録」慶長九年六月二十二日条。
- (35) 「慶長日件録」慶長九年閏八月三日条。
- (36) 相田文三「徳川家康の居所と行動(天正十年六月以降)」(藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成』第二版、思文閣出版、二〇一六年)。
- (37) 「影印本異国日記」。
- (38) 「言経卿記」天正十九年四月十七日条。『時慶記』同年三月二十七日条。
- (39) 中村前掲注(16)「唐人之二官」考」。
- (40) 芝辻俊六「後北条氏の外交と小田原唐人町」(『日本歴史』七四九、二〇一〇年)。「白川文書」。「戦国遺文」後北条氏編ではともに弘治二年(一五五六)、村井章介・戸谷穂高編「新訂白河結城家文書集成」では天文二十四年(一五五五)の発給とみる。
- (41) 「北条五代記」『改定史籍集覧』五。
- (42) 久保田前掲注(27)「中世後期東日本への唐船来航」。
- (43) 「慶七松海槎録」万曆三十五年五月二十日条。英前掲注(7)「後北条氏領国への唐船来航と小田原唐人町形成の背景について」。
- (44) 「言経卿記」弘治二年十一月二十八日条。
- (45) 「雍州府志」六。ただし、「虎屋の五世紀」(通史編、二〇〇三年)では、渡来説を否定している。
- (46) 内藤雋輔「帰化医師泉大官とその系譜」(同著『文禄・慶長役における被虜人の研究』、東京大学出版会、一九七六年、初出一九六八年)。
- (47) 「八代日記」永禄七年八月二十一日条。九州では『上井覚兼日記』などにも「某官」が多く登場する。
- (48) 中村前掲注(7)「近世の日本華僑」。
- (49) 管寧「秀吉の朝鮮侵略と許儀後」(『日本史研究』二九八、一九八七年)。増田勝機「薩摩にいた明国人」高城書房、一九九九年。(寛永十五年)五月十五日付細川忠利書状(『細川家史料』四四九五号)。なお細川家には二官や三官以外に、明官という医師も仕えている。
- (50) 「鹿苑日録」慶長六年八月九日条。
- (51) 「鹿苑日録」元和三年五月十九日条。

- (52) 『鹿苑日録』元和三年五月二十・二十一日条。
 (53) 「江戸砂子」。「半日閑話」。長森美信「千辰・丁酉(文禄・慶長)乱における朝鮮被擄人の日本定住——朝鮮人キリシタンを中心に」(『天理大学学報』七一一二、二〇二〇年)。
 (54) 渡辺庫輔「江戸の唐人」(『日本歴史』一五一、一九六一年)。
 (55) 『佐渡相川志』。「紀伊国名所図会」。中村前掲注(7)。「近世の日本華僑」。
 (56) 『著作堂雜記抄』(『曲亭遺稿』第二十六卷)。「台湾鄭氏紀事」。
 (57) 山本巖「唐通事始考」(『宇都宮大学教育学部紀要』三八一、一九八八年)。
 (58) 中村前掲注(16)。「唐人之一官」考。
 (59) 小宮木代良「陶祖」言説の歴史的前提(北島万次ら編『日朝交流と相克の歴史』校倉書房、二〇〇九年)。
 (60) 『朝鮮王朝實錄』明宗八年六月二日条。
 (61) 『明實錄』成化十一年四月十日条。小葉田淳『中世南島通交貿易史の研究』日本評論社、一九三九年。富村真演「高田王考」(『南島その歴史と文化』国書刊行会、一九七六年)。
 (62) 岡本真『戦国期日本の対明関係』吉川弘文館、二〇二二年。
 (63) 榎本渉『東アジア海域と日中交流』吉川弘文館、二〇〇七年。中村前掲注(7)。「近世の日本華僑」。
 (64) 関周一「中世後期における唐人をめぐる意識」(同著『中世の唐物と伝来技術』吉川弘文館、二〇一五年、初出一九九五年)。
 (65) 豊田前掲注(7)。「日本商人史 中世篇」。
 (66) 『満濟准后日記』永享六年五月十一日・六月九日・八月五日条。『看聞日記』同年六月十八日・七月五日、同七年九月十八日条。『経覚私要鈔』長禄二年九月五日条。なお、唐人の火曲興行はそれ以前からも見える。また、雷春は「雷内官」とも号しており、こうした明使の呼称との類似性から「某官」呼称が定着した可能性もある。
 (67) 『後奈良天皇宸記』天文十五年八月九日条。『言継卿記』天文二十一年八月十七日・永禄三年二月二十六日条。豊田前掲注(7)。「日本商人史 中世篇」。
 (68) 『多聞院日記』永禄十二年三月一日条。「堺鑑」下巻(『続々群書類従』第八輯、地理部)。
 (69) 英前掲(7)。「後北条氏領国への唐船来航と小田原唐人町形成の背景について」。
 (70) 久保田前掲注(27)。「中世後期東日本への唐船来航」。「歴代通覽」(『宇治山田市史』上巻)。
 (71) 小葉田淳「文禄年間の中流武士の日録——大和田重清日記について——」(同著『日本経済史の研究』思文閣出版、一九七八年、初出一九五七年)。
 (72) (天文二十三年)十月七日付遠山綱景書状写(『戦国遺文』後北条氏編五二八号)。(弘治二年)七月二十五日付慶就書状(『遠藤白川文書』『福島県史』第七巻)。
 (73) 英前掲注(7)。「後北条氏領国への唐船来航と小田原唐人町形成の背景について」。小葉田前掲注(71)。「文禄年間の中流武士の日録」。なお、越中にも「唐人親広」という砲術に長けた武将が知られるが、渡来系ではない可能性が指摘されている。高岡徹「戦国の武将唐人氏——その軌跡と実像——」(『富山市日本海文化研究所紀要』一二二、二〇〇九年)。
 (74) 小葉田淳「江戸初期における海外交易」(前掲同著『日本経済史の研究』、初出一九五六年)。竹井英文「東日本の統合と織豊政権」吉川弘文館、二〇二〇年。(年不詳)八月六日付箭部義政書状写(『秋田藩家藏文書』『茨城県史料』中世編四)。
 (75) 岡千包編『仙台志料』上、一八九七年。
 (76) 久保田前掲注(27)。「中世後期東日本への唐船来航」。
 (77) 『駿府記』慶長十八年八月二・六日条。『時慶記』元和七年七月二十三日条。『泰重卿記』同日条。
 (78) 『橋文書』『福井県史』資料編三。
 (79) 豊田武「戦国期地方の座」(同著『座の研究』吉川弘文館、一九八二年、初出一九八〇年)。
 (80) 『福井県史』通史編二、第五章第一節、佐藤圭氏執筆分、一九九四年。なお、橋氏に薬売買を認めた嘉吉元年(一四四一)の論旨については、後世の偽作と推定されている。久保尚文「富山近郊史の諸問題」(同著『越中中世史の研究』桂書房、一九八三年)。
 (81) 橋詰茂「越前における織田政権の座政策——特に橋屋を事例として」(『地方史研究』二六―五、一九七六年)。
 (82) 元龜三年十二月二日付織田信長朱印状(播磨良紀「伊藤宗十郎家文書」『年報中世史研究』四一、二〇一六年)。
 (83) 中村前掲注(16)。「唐人之一官」考。
 (84) 元龜二年十月八日付神宮寺領諸成物目録(『神宮寺文書』『福井県史』資料編九)。
 (85) 豊田前掲注(7)。「日本商人史 中世篇」。
 (86) 永禄四年十月二十七日付尼子義久袖判奉行入連署定書(『日御石奇神社文書』『新鳥取県史』古代中世)。「因府年表」卷一、寛永九年閏八月五日

- 条。岩田みゆき『黒船がやってきた——幕末の情報ネットワーク——』吉川弘文館、二〇〇五年。
- (87) 内藤前掲注(46)『文禄・慶長役における被虜人の研究』。鶴園裕ほか編『日本近世初期における渡来朝鮮人の研究——加賀藩を中心に』。科研報告書、一九九一年。木部和昭「萩藩における朝鮮人捕虜と武士社会」(『歴史評論』五九三、一九九九年)。大石学「近世日本社会の朝鮮人藩士」(『日本歴史』六四〇、二〇〇一年)。同「近世日本社会の朝鮮人」(『日本歴史』六五五、二〇〇二年)。米谷均「松雲大師の来日と朝鮮被虜人の送還について」(中尾宏・青永祿『朝鮮義僧将・松雲大師と徳川家康』明石書店、二〇〇二年)など。
- (88) 中井均「織豊系城郭の成立要素——南九州を事例として」(同著『織田・豊臣城郭の構造と展開』下、戎光祥出版、二〇二二年、初出一九九八年)。
- (89) 朝倉治彦・柏川修一編『假名草子集成』第二十五卷。
- (90) 『言経卿記』天正十九年十一月二十九日条。
- (91) 『豊臣秀吉文書集』二二〇七号。岩沢愿彦「肥前名護屋城図屏風について」(『日本歴史』二六〇、一九七〇年)。
- (92) 『豊臣秀吉文書集』二五二四・二五九七・二六八九号。
- (93) 米谷均「訳注『全浙兵制考』」近報警報」。「訳注『敬和堂集』」請計処倭酋疏」(村井章介編『八—十七世紀の東アジア地域における人・物・情報の交流』上、科研報告書、二〇〇四年)。
- (94) フロイス『日本史』第三部五十四章、松田毅一・川崎桃太訳。
- (95) 松浦章「中国船がもたらした海外政治情報」(『海外情報からみる東アジア——唐船風説書の世界——』清文堂出版、二〇〇九年、初出一九八五年)。
- (96) 管寧「秀吉の朝鮮侵略と許儀後」(『日本史研究』二九八、一九八七年。鄭潔西「万暦二十年代東アジア世界の情報伝播」(『アジア遊学』一九九、二〇一六年)。
- (97) 松田存「近松『国姓爺合戦』着想攷」(『二松學舎大學論集』四三、二〇〇〇年)。天河大弁才天社の面には永享二年(一四三〇)の奉納と「唐船」の文字があるが、後代の加筆と見られる。大谷節子「天河大弁財天社蔵「阿古父尉」の科学調査」(『世阿弥』国立能楽堂、二〇一三年)。
- (98) 「蠹簡集竹頭」東京大学史料編纂所謄写本。「能之留帳」(西野春雄校訂『下間少進集』三)。
- (99) 金沢陽「十六世紀の東シナ海民間貿易航路——環東シナ海交易圏への予察」(『佐久間重男先生米寿記念明代史論集』汲古書院、二〇〇二年)。中島榮章「福建ネットワークと豊臣政権」(『日本史研究』六一〇、二〇一三年)。
- (100) 関周一「倭寇による被虜人の性格をめぐって」(『日本歴史』五一九、一九九一年)。松浦章「朱印船の中国・朝鮮漂着をめぐって」(同著『江戸時代唐船による日中文化交流』思文閣出版、二〇〇七年、初出二〇〇〇年)。
- (101) 『時慶記』天正十五年正月八日条。
- (102) ロナルド・トビ『鎖国』という外交』小学館、二〇〇八年。
- (103) 「吉野甚五左衛門覚書」(『続群書類従』第二〇輯下、合戦部)。
- (104) 「落穂集」三。『駿府記』慶長二十年三月条。
- (105) 横田冬彦「医学的な知をめぐって」(同著『日本近世書物文化史の研究』岩波書店、二〇一八年、初出一九九八年)。そこで紹介されている在村医家の所蔵する中国医書に、明代のものが多い点も注目される。
- (106) 大庭脩「明末清初に來航した中国人」(『日本学』一九、一九九二年)。中島榮章「十六・十七世紀の東アジア海域と華人知識層の移動——南九州の明人医師をめぐって」(『史学雑誌』一一三—一二、二〇〇四年)。なお、政治文化の面からこの点に言及したものとして、深谷克己『東アジア法文明圏の中の日本史』(岩波書店、二〇一二年)がある。
- (107) 元和・寛永期に青磁を齎した「七官」が知られる(『茶道筌蹄』)。
- (108) 松岡尚則・山下幸一・村崎徹「文禄の役(壬辰の乱)における日本、朝鮮、明医学の交わり」(『日本医学雑誌』五二—二、二〇〇六年)。
- (109) 李前掲注(5)『長崎唐人の研究』。
- 〔付記〕 本稿は、二〇二一年二月四日にオンラインで開催された清華大学東アジア文化講座での報告を元にしたものである。劉曉峰先生をはじめ、清華大学と参加者の皆様には貴重なご意見を頂戴した。ここに御礼を述べるとともに、清華大学と本学との関係構築に尽力された本郷先生の退職記念号の末席に加えていただけたことに感謝したい。
- なお、本稿はJSPS科研費22K13207の成果の一部である。
- (本学文学部准教授)